資料１

宮代町交通安全対策協議会専門部会の役割

１．交通安全対策協議会専門部会委員

本部会の委員につきましては、宮代町交通安全対策協議会設置要綱(平成 17 年宮代町要綱第１２号)第２条に掲げる事項を具体的に審議するための部会となります。

本部会の組織は、宮代町交通安全対策協議会専門部会規程（平成１８年宮代町告示第７２号）第２条では１５人以内の協議会の委員及び一般公募による市民並びに専門の知識又は経験を有するものとしておりますので、専門性及び町民との身近な関係からの幅広いご意見をいただくために、以下の協議会の委員が推薦する方及び一般公募の方をもって組織します。

・杉戸警察署　交通課　課長が推薦する者
・宮代町交通指導員会　会長が推薦する者
・宮代町交通安全母の会　会長が推薦する者
・さわやかクラブ連合会　会長又は会長が推薦する者
・一般公募　２名

２．部会開催

各地域からの要望を受けた道路反射鏡の設置に関し、宮代町交通安全対策協議会の答申として、本協議会の下部組織となる専門部会を開催し、設置検討に関する報告書を作成します。

□第１回専門部会
・道路反射鏡設置申請の概要
・申請箇所の現地調査等

□第２回専門部会（１０月開催予定）
・設置に向けた協議等
※専門部会の協議結果として、本協議会への報告書を作成します。

３．道路反射鏡（カーブミラー）とは

見通しの悪い交差点やカーブで、運転席からは見えない車や歩行者の存在を知らせるための交通安全施設を道路反射鏡といいます。

道路反射鏡は、交差点部では優先道路でない側の道路（従道路）から見て見通しの悪い場所に設置します。

ただし、道路反射鏡が対象物を映し出す範囲には限界があります。

このため、見通しが悪ければドライバーが一時停止をし、自分の目で安全を確認することが必要となります。

道路反射鏡の役割は、あくまでもドライバーの死角を「補完」するためのものです。

４．設置に係わる要望

道路反射鏡の新設にあたって設置の公平性・透明性を確保するため、年１回（７月）、区長・自治会長を通して設置要望を受け付け、交通安全対策協議会専門部会において審議します。（必要な修繕は、町で随時実施しています。）

５．専門部会のスケジュール

本部会では、区長・自治会長から申請された道路反射鏡の設置申請について、設置の可否及び優先順位について審議を行います。

設置要望 → 現地確認 → 設置の審議 → 答申 → 設置工事

→ 第２回交通安全対策協議会での報告
※事務局から報告します。
→ 区長・自治会長への実施結果の報告

６．道路反射鏡の設置状況

現在、町で設置し管理を行っている道路反射鏡は、町内全域で約８００本以上あります。なお、過去３年間の実績は下記のとおりです。

	予算額（新設・修繕）	設置数	施工金額（新設）
令和元年度	２０３．７万円	１３基	約２６４万円
令和２年度	２０３．７万円	１１基	約２１９万円
令和３年度	３０２．９万円	９基	約１４７万円

※令和４年度予算２９８．４万円、申請件数９件（別紙参照）となります。

７．設置に関する考え方

道路反射鏡は、原則として次の要件を満たす場合に設置することとしています。

ただし、道路反射鏡の設置は、予算の範囲内で行います。申請件数が多い場合、要件を満たしていても設置できないことがありますので、現場の状況を踏まえながら、設置の優先順位を検討していきます。

＜設置の条件＞

道路反射鏡の設置については、町の道路が交わる場所又は町の道路と県道とが交わる不特定多数が利用する場所とします。私道から町の道路への出入口等の利用する者が特定される場所は、設置できません。

＜検討内容＞

要望のあった箇所については、各委員の皆さんで現地確認を行っていただき、各委員の意見をもって部会としての優先順位を検討していきます。

［要件］

・塀などの工作物により、見通しが悪く安全確認が困難であること。

・車両等の通行に十分な道路幅員が確保されており、道路反射鏡の設置により通行に支障が生じないこと。

・町道と県道又は町道と町道の交差点、もしくは町道のカーブであること。